

第 1 5 3 9 回 島 根 県 教 育 委 員 会 会 議 録

日時	平成 2 8 年 8 月 2 2 日
自	1 3 時 3 0 分
至	1 8 時 1 0 分
場所	教育委員室

II 出席者及び欠席者

- 1 出席者【全員全議題出席】
鴨木教育長 岡部委員 原委員 広江委員 森委員 藤田委員
- 2 欠席者
なし
- 3 島根県教育委員会会議規則第14条の規定に基づく出席者

片寄教育監	全議題
今岡教育次長	全議題
嶋田参事	公開議題
春日参事	公開議題
野口参事	公開議題
村木教育センター所長	公開議題
松本総務課長	全議題
錦織総務課調整監	公開議題
井手教育施設課長	公開議題
高橋学校企画課長	公開議題、議決第11号、協議第7号、 議決第12号
津森県立学校改革推進室長	議決第9号、議決第10号
竹下地域教育推進室長	公開議題
吉崎子ども安全支援室長	公開議題
柿本教育指導課上席調整監	公開議題
三島特別支援教育課長	公開議題
佐藤保健体育課長	公開議題
秦健康づくり推進室長	公開議題
福間社会教育課長	公開議題
坂根人権同和教育課長	公開議題
丹羽野文化財課長	公開議題
小塚世界遺産室長	公開議題
広江文化財課管理監	公開議題
鈿福利課長	公開議題
山本教育センター教育企画部長	公開議題
堀学校企画課企画幹	議決第11号
志波学校企画課企画幹	協議第7号、議決第12号
瀧学校企画課企画員	協議第7号、議決第12号
小村総務課主任	協議第7号、議決第12号
- 4 島根県教育委員会会議規則の規定に基づく書記

小村総務課課長代理	全議題
児玉総務課人事法令グループリーダー	全議題
安食総務課主任	全議題

Ⅲ 審議、討論の内容

鴨木教育長 開会宣言 13時30分

公 開	議決事項	2件
	承認事項	0件
	協議事項	0件
	報告事項	7件
	その他事項	0件
非公開	議決事項	2件
	承認事項	0件
	協議事項	1件
	報告事項	1件
	その他事項	0件
署名委員	広江委員	

(議決事項)

第9号 平成29年度県立高等学校の入学定員について(学校企画課)

○津森県立学校改革推進室長 議決第9号平成29年度県立高等学校の入学定員についてお諮りする。

資料1の1ページをご覧ください。1の入学定員について、平成29年3月の中学校卒業予定者は、県全体で前年度から28名の増と見込んでいるが、地域別の中学校卒業生の増減や、近年の定員充足状況等を踏まえ、平成29年度の県立高校全日制の入学定員は、県全体においても、各高校においても、変更なしと考えている。したがって、平成28年度と同じく学級数は132、入学定員は5,190名である。なお、定時制、通信制、専攻科についても変更はない。また、学科改編も実施しない。

各高等学校別の入学定員については、資料1の2のページに全日制課程、資料1の3ページに定時制・通信制課程、専攻科を載せている。松江市立女子高等学校の入学定員も参考として最後に載せている。

中学校卒業予定者の増減が大きい地域についてご説明する。雲南市は前年比56名の増が見込まれるが、雲南市内の中学校卒業生は、例年その3割から4割が市外の高校へ進学している。そのため、雲南市内の高校へ進学する生徒の増は多くとも40名程度と考えている。一方、近年、雲南市内の大東、三刀屋、三刀屋高校掛合分校の欠員は合わせて40名以上であり、学級増をしなくとも受入れは十分に可能である。次に益田市であるが、前年比35名の増が見込まれる。益田市内の益田高校、益田翔陽高校は近年いずれも定員を満たせない状況が続いており、今年度も両校合わせて50名を超える欠員があった。よって学級を増やさない方が定員に対する適正な入学数に近づくと考えている。逆に減少するのが松江市である。前年比30名の減が見込まれるが、松江市内各校はいずれも定員充足率が高く、松江市内外の中学生の志願状況も勘案し、学級減を行わず、定員を変更しないこととした。

最後に、4の入学者選抜関係の日程であるが、このことについては、1月に公表した平成29年度の入学者選抜実施要綱の中で、既に示している。例年10月に公表しているが、平成29年度入試から入試制度の一部変更があることを踏まえ、受検生に配慮し早めに発表した。例年と同様に、推薦選抜、中高一貫教育校特別選抜、スポーツ特別選抜は1月に実施される。その後、一般選抜が実施され、3月7日に学力検査、14日に合格発表と第2次募集の実施校が公表され、第2次募集における作文・面接検査等を経て、3月23日に合格発表という流れとなっている。

入学定員についても、昨年は9月に発表していたが、入試制度の変更を踏まえて、受検生や保護者が出願校について早目に検討できるよう、時期を繰り上げて議決いただき公表したいと考えている。

○岡部委員 今日議決された場合、公表はいつ行われるか。

○津森県立学校改革推進室長 議決された場合には、本日15時に記者発表を予定している。

○原委員 西部地区の高校の入学定員を合計したところ、13校で1,500人であった。改めて、子どもが減っている現実を目の当たりにした気がする。私は、西部の出身であ

るので、何としてももう少し子どもが増えるように考えていかなければならないなど、また1,500人の子どもたちをしっかりと育てていってあげたいと思った。

○嶋木教育長 少子化の問題については、昨年度来、地方創生にからめて総合戦略の問題として、島根県庁の中で議論をし、島根県内の各市町村においても具体的な人口推計などを住民の皆さんに示しながら、人口減少問題にどう対処し、その上でどのように若い世代、あるいはその次の世代を増やしていくかという議論が具体化しつつある。

島根県内の特に西部地区や隠岐地域における若い世代、その次の世代が少しでも増えていくように、教育委員会としても所管の範囲内で最大限の努力をすべきではないか、また、児童生徒数が減少する傾向の中ではあるが、学校として受け入れた以上、その児童生徒の能力、個性を最大限に伸ばしていくための教育活動を精一杯行う必要があると、このようなご指摘だと受け止めた。今の点について、考えがあればお聞きしたい。

○春日参事 ふるさと教育、しまねらしい教育を通じて、学校への愛着とともに、ふるさとへの愛着を子ども達へ持たせる教育を推進することが大切ではないかと思う。そして、何よりも一人一人の能力、個性を活かし、どこの学校においても力を身に付けられるような学校教育の充実が必要であると改めて感じる。

―――原案のとおり議決

第10号 平成28年度教育委員会の点検・評価に係る報告書について（本庁各課）

○嶋田参事 議決第10号平成28年度教育委員会の点検・評価に係る報告書についてお諮りする。

資料2の2ページをご覧ください。報告書編集上のポイントとして、昨年度からの改善事項をまとめている。構成の変更としては、記載区分を2区分から3区分に細分化したこと、また昨年度は26施策の下に位置付けられた83本の基本方針ごとに評価を行っていたが、細かすぎて施策全体の評価が分かりにくい面があったので、今年度からは26の施策ごとに総合評価欄を設けた。また、表現上の留意点としては、PDCAサイクルを意識した表現や、基本方針ごとの評価欄はできる限り明快な表現になるよう心掛けた。なお、島根県総合教育審議会の委員からは、以前から評価の参考になるような指標やデータを示して欲しいとの要望があったので、8月1日に開催した島根県総合教育審議会には資料2の3ページのとおり、島根県総合発展計画の成果参考指標の達成状況を参考資料として提示した。

別冊資料の報告書(案)をご覧ください。この報告書は、事務局において素案を作成し、8月1日の審議会で意見聴取を行い、成案化したものである。審議会の意見を踏まえて修正した箇所は赤字で表記している。

なお、内容の説明については、分量が多いこと等から、審議会で意見をいただいたところに限ってご説明する。

報告書3ページから6ページまでは、平成27年度の島根県教育委員会の活動状況に

ついて記述している。総合教育審議会の中で、「昨年7月に新教育委員会制度に移行したのだから、そのことを記述する必要があるのではないか。」との意見をいただいたので、4ページに総合教育会議への出席状況を新たに追記した。

7ページ以降が、平成27年度において島根県教育委員会が取り組んだ施策の点検・評価である。7ページから、I教育目標「向かっていく学力」の関連である。施策番号1－(1)学力の育成には①～⑥まで六つの基本方針があり、7ページの表①と9ページの表⑤においては、家庭向け教育情報誌やフォトしまねを活用し「しまねの学力育成プラン」の取組など情報発信を行った結果、学力育成についての家庭や地域での理解が進んだ。

また、8ページの表③であるが、全国学力調査結果や県学力調査結果を生かした授業改善が図られるよう、各学校に対して取組を推奨した。特に、全国学力調査については、自校採点を行うことでいち早く課題把握ができるよう、各学校に対し分析シートの提供も行ったが、周知不足もあり取組に相違が見られた。また、資料2の3ページ、上から3行目にもあるように、数学が好きな生徒の割合が低い状況もある。したがって、総合評価は報告書9ページのとおり、『学力の育成については、現状では学習意欲などの「学ぶ力」と知識・技能などの「学んだ力」を効果的に循環させることが十分とは言えないため、引き続き県教育委員会と市町村教育委員会の協同組織「学力育成会議」で連携・協力することで、学力育成推進プランの三つの柱に基づく取組を推進していく必要がある』とした。審議会では、51ページの1－(1)のとおり「特別な支援を要する子どもたちに対する学習支援の効果検証の必要性」、「数学の好き嫌いは、分かるか分からないかの問題であり、つまずきを個別的に早期発見し、早期に対策を取っていくことが必要である」とか、「学校のマネジメント力、経営力の向上が学力向上につながるという認識をもつべき」、あるいは「全国最下位であった中3の家庭学習時間がその後どう変化しているといった指標を示してもらった方がわかりやすい。」といった意見があった。学習支援の効果検証や参考資料のデータ項目の充実などについて、今後検討していく。

次に10ページ施策番号1－(3)情報教育の推進であるが、取組概要の3ポツ目をご覧いただきたい。昨年度、国の「ICTを活用した教育推進自治体応援事業」を受託し、飯南町の二つの小学校で国語科のモデルカリキュラムを作成して、授業での効果検証を行った。審議会では、「インターネット等を活用した活動に関する記述がないことが気になる。このような事例はないのか」との指摘があったので、取組の概要欄に文科省の研究指定校(SGH)事業の項目を追記した。11ページの②では、教員に対する研修を行っているが、全国の実態調査結果を見ると活用力・指導力ともに全国平均を下回っている。③では、11ページに記載しているとおり、スマホなどを平日1時間以上使用している児童生徒の割合は増加している。また、メディア接触による健康被害等を防止するために、専門家の派遣を行っており、年々派遣要望が高まる傾向にある。以上の状況から、総合評価は、12ページのとおり「情報活用能力の育成が、研究指定校やモデル事業などに取り組む一部の学校で進みつつあるが、その成果の県内普及を図っていくこと、教員の情報活用能力を更に向上させることが必要である。また、情報モラルの育成や保護者への啓発についても、引き続き推進していく必要がある。」としている。審議会では、

51 ページの 1 - (3) のとおり、2 名の委員からスマホ使用の弊害を危惧する意見をいただいた。ごもっともなご意見であるので、このようなご意見を踏まえながら、情報教育を進めていきたいと考えている。

15 ページからは、Ⅱ教育目標「広がっていく社会力」の関連である。16 ページの施策番号 2 - (2) コミュニケーション能力の育成をご覧いただきたい。この施策においても、①と②の二つの基本方針があり、平成 27 年度も平成 26 年度と同様の取組を行っている。いずれの活動においても、ねらいや目的がはっきりしないままに行われる例があり、昨年度の点検・評価の課題が克服されていない。したがって、総合評価は、17 ページのとおり「教員に対しては、ねらいを明確にした効果的な言語活動が行われるよう、研修や指導を行っていく必要がある。また、特別活動における話し合い活動を重点に据え、合意形成する力の育成を図る必要がある。」としている。審議会では、51 ページの 2 - (2) のとおり、「コミュニケーション能力の育成においては、相手の気持ちを受け止める力も必要であり、授業の中に演劇的なものやワークショップなどを取り入れていく方法もあるのではないか。」との意見をいただいた。次期学習指導要領の改定でも議論されている AL の方法論として、参考になるご意見と受け止めさせていただく。

17 ページ施策番号 2 - (3) 国際理解教育の推進であるが、子どもたちが国際化に対応できるよう、昨年度は①から③のそれぞれの基本方針において新規の取組あるいは取組の拡充を行った。①では、県立高校への ALT の配置を平成 26 年度の 39 校 17 名から平成 27 年度は 48 校 18 名に増員し、②ではグローバル化に対応した外国語教育研修を新設して、小学校からも 1 名以上の中核教員が受講することになった。③では、小・中・高をつなぐ CAN-DO リスト（生徒に求められる学習到達目標を「言語を用いて何ができるか」という観点から具体的に設定したもの）を作成し、実際の児童生徒の姿との比較検証を行った。しかし、取組は道半ばであり、総合評価は 18 ページのとおり、「英語に対する児童生徒の興味関心を高め、学習指導要領で求められる英語力を身に付けさせるために一層の授業改善に努めていく。また、授業中の半分以上を英語で行う教員の割合が低いため、この割合が増えるよう、教員研修で指導力向上を図る必要がある。」としている。審議会では、51 ページの 2 - (3) のとおり、「教員の英検準 1 級取得率の低さに関し、多忙で受験する時間的余裕がないことが原因ではないか。」との指摘があった。受験機会が得られるよう、今後、様々な観点から教員の負担軽減を検討していきたいと考えている。

22 ページからは、Ⅲ教育目標「高まっていく人間力」の関連であるが、施策番号 3 - (1) 心の教育の推進をご覧いただきたい。①では、従来の小学生向けに加えて、中学生向けの道徳教育郷土資料「しまねの道徳」を作成し、全中学校に配布した。②では、小・中学校や地域において、様々な交流活動や体験活動あるいは指導者研修などが行われ、協力し合うことの大切さ、あいさつ、公共心が培われた。よって、総合評価としては、23 ページのとおり、当初「教育活動全体を通じた道徳教育や体験活動により、各学校における道徳教育が充実し、子どもたちの道徳性の育成が期待できる。」としていたが、審議会において「期待できる」という表現は、評価に使うべき言葉ではないとの指摘があり、『学校や地域において、子どもたちの豊かな情操を育む、様々な体験活動を実施することができた。今後とも子どもたちの道徳性が養われるよう、体験活動や道

徳郷土資料「しまねの道徳」等を活用し、道徳の時間を充実させていくことが必要である。』と修正した。

次に 29 ページⅣの「島根の教育目標を達成するための基盤」に関する施策、施策番号 4-（1）キャリア教育の推進をご覧いただきたい。平成 27 年度の新たな取組としては、②において教員に対し学習意欲の向上を図る授業ができるよう、出前講座を実施した。また、30 ページ④では、従来の専門高校に加えて普通科高校の教員に対してキャリア教育研修を行い、地域課題解決型学習の有効性を広めた。今後は、県外進学者の卒業後の地元就職希望につなげるよう普通科高校を対象とした合同企業セミナーも開催する。総合評価は、30 ページに見え消しで記載しているが、審議会で文末の「期待できる」という表現が適切でないとの指摘があった。また、児童生徒に対する意識調査では、学ぶ意義の理解や将来を見通した進路に対する意識が十分でない面があるので、「研修を通じて、学ぶことと生きていくことの間連について、すべての校種の教員の理解を深めることができた。引き続き子どもたちが授業において学ぶ意義や目的を意識できるよう、発達段階に応じた指導の工夫・改善をしていく。」と修正した。

次に、32 ページの施策番号 4-（3）幼児教育の充実であるが、三つの基本方針があり、それぞれの項目で幼稚園教諭や保育士等の指導力を高める研修等を行い、幼児教育に対する理解を深めることができた。よって、総合評価は、「公立幼稚園教諭の資質向上を図る研修を通して、公立幼稚園のみならず他の幼児教育施設における幼児教育の充実を図ることができた。」としている。これに対し、審議会では、52 ページの 4-（3）のとおり「子ども・子育て支援制度が始まってから、認定こども園などいろいろな形で幼児教育が実施されているので、今後の幼児教育に係る研修については、幼保小連携を推進する観点から、幅広く検討していただきたい。」との意見をいただいた。今後、健康福祉部とも連携しながら、必要な対応をとっていく。

次に 33 ページ、施策番号 4-（4）離島・中山間地域の教育力の確保である。まず①では、複式教育推進指定校を 3 校に増やし、その取組をリーフレットにして情報発信したり、教育センターの研修会や出前講座を行う体制を充実させた。また、②の「離島・中山間地域における高校の魅力化・活性化」だが、平成 23 年度から八つの県立高校において、生徒数減少に伴う小規模化を食い止めるため、町村と連携して魅力化・活性化事業を行っている。県はその事業費の助成や、県外生募集のための様々な説明会やイベントを実施した。その結果、県外からの入学生が平成 26 年度の 87 名から平成 27 年度は 118 名に増えるなど大きな成果が得られた。この事業は、本年度末または来年度末までの終期が設定されており、今後の取扱いが課題である。よって、総合評価は、33 ページのとおり「離島・中山間地域の高校魅力化事業は、県外生徒の入学者増などにより、高校や地域の活性化、地域の教育力確保に大きく貢献している。引き続き、地域と連携してそれぞれの地域の教育資源を十分活用した質の高い教育が提供できるよう取り組んでいく。加えて、地方創生の観点から保・幼・小・中学校を含めた地域ぐるみの教育魅力化や離島・中山間地域以外への拡大について検討していく。」としている。これに対し、審議会では 52 ページの 4-（4）のとおり「高校の魅力化事業を、離島・中山間地域以外に拡大する場合には、石見地域に配慮してもらいたい。」との意見をいただいた。

次に 37 ページ施策番号 4 - (7) 学び続ける教員の育成と学校マネジメントの確立である。①では、ベテラン教員の大量退職を見据えてノウハウの継承を図るため、昨年度から、県外現職教諭の受験特例を拡大するなど出願者数の増加と、優秀な人材の確保につなげた。また、島根大学の教職大学院設置に合わせて鳥取県教育委員会も含め、山陰教師教育コンソーシアムを設置した。38 ページの③では、平成 26 年 9 月に策定した「管理職等育成プログラム」に基づく研修や、新たに中堅職員に対するミドルリーダー宿泊研修を実施し、マネジメント力育成に効果を上げた。39 ページの⑤では、労働安全衛生法に基づく体制整備や定期健康診断、メンタルヘルス対策などを実施したが、精密検査受診率が伸び悩んでおり、引き続き、きめ細かな受診勧奨が必要な状況である。したがって、総合評価は、39 ページのとおり「教員採用において工夫・改善を進め、受験者拡大の面で成果を上げることができた。教員研修については、校内研修の時間を確保し、学校全体で研修を行うことで、管理職だけでなく、組織的な取組につなぐことができた。管理職のマネジメント力の向上については、ミドルリーダーの育成に重点をおきながら取組を本格化させていく段階である。また、教職員の健康管理対策では、精密検査の受診率が依然として低く、所属長による未受診者への受診勧奨の徹底など、引き続き受診率向上のための取組が必要である。メンタルヘルス対策についても、精神疾患による休職者の割合が依然として高く、一次予防を中心に取り組む必要がある。」としている。審議会では 52 ページの 4 - (7) のとおり「教職員の精密検査の受診率の低さは、健康に対する意識の低さというよりも、多忙な状況が原因ではないのか」との指摘があった。事務局としても十分課題意識を持っており、すべての該当者が精密検査を受けるよう、きめ細かな対策を検討していく。

最後に 42 ページの施策番号 4 - (9) 学校・家庭・地域の連携・協力による教育の推進であるが、①における新しい取組としては、3 ポツ目の「親学プログラム 2」の関係である。平成 19 年度から「親学プログラム 1」の開発・実践を行ってきた。その後、平成 25 年度からは親だけでなく地域で子育てに関わる全ての大人を対象にいじめや児童虐待に特化した「親学プログラム 2」の開発を進め、昨年度から実践を行っている。このプログラムの普及・啓発を通して親の学びの機会や大人同士のつながりの場を広げることができた。②では、放課後子ども教室における体験活動への支援や先ほどの「親学プログラム」の開発と普及、プログラムの進行役となるファシリテーターの養成に取り組んだ。その結果、地域ぐるみで行う子育てに対する機運を高めることができた。したがって、総合評価は 43 ページのとおり「学校支援、放課後支援、家庭教育支援、土曜日の教育支援にかかわる地域の大人が増加し、地域の子どもを地域ぐるみで育む気運の醸成と体制づくりを進めることができた。また親学プログラム 2 に対応した親学ファシリテーターがさらに養成され、従来の親学プログラム、親学プログラム 2 を活用した大人の学びの機会の提供を図ることができた。」としている。これに対し、審議会では 52 ページの 4 - (9) のとおり「チーム学校の取組を注目したり推奨するような試みがそろそろ必要ではないのか。」あるいは、「①の地域全体で子どもを育む取組の充実の今後の対応欄に、コミュニティースクールがどこにも触れられていないが、コミュニティースクールの在り方を考える必要がある。」との意見をいただいた。中教審の答申や、国のチームとしての学校・教職員の在り方に関する作業部会でも検討されていると

ころであり、今後法整備や制度設計が整ってくると思われるので、動向を注視していく。

52 ページをご覧ください。その他で2点ご意見をいただいている。1点は、いじめや児童虐待に関して、「全県民的に取り組んでいく中でも、早期発見の要はやはり学校の教員であり、教員に対する気づきを促す研修プログラムを充実する必要がある。」というご意見があった。貴重なご意見と受け止め、今後の取組に活かしていく。もう1点は、「県教育委員会と市町村教育委員会の連携が不十分な面があるので、一緒になって力を発揮していただきたい。」というご意見である。県教委と市町村教委の権限と役割を十分踏まえながら、連携すべきところはしっかりと連携して進めていく。

○岡部委員 報告書9ページ、家庭学習の充実に向けた取組の推進についてだが、評価がプリントの提供だけでは不十分に思う。また、今後の対応について、もっと踏み込んだ取組を盛り込むことができなかつたか。

また、28 ページに地域と連携した文化部活動の推進についての総合評価が記載されている。それに関して少し話がずれるかもしれないが、現在、古代出雲歴史博物館で企画展「いわみもの」が開催されている。石見地方に、勇気や自信を与える展示だと思うが、夏休み中ということもあり、石見の学校からの見学がないと聞いた。県内には、松江と益田に美術館があり、出雲には歴史博物館があるが、学校との連携をもっと確立していくべきだと思う。今回の評価に関しても、教育委員会の中だけではなく、県のお他機関との連携に、戦略的、意識的に取り組まれてもよいのではないかと感じた。

○広江委員 多岐に渡った施策に取り組まれていると改めて認識した。また、今年は総合評価が設けられ、非常にわかりやすくなった。なお、意見としては、評価欄は取組に対しての評価をできるだけダイレクトに記載すべきだと思う。例えば8ページの②「言語活動の充実や、めあて・ねらいを明確にした授業、授業の振り返りを徹底する」という取組、③の「県の学力調査を12月に行った」という取組に対して、評価の中でも触れてあった方がよりよいと思う。また、岡部委員の意見と重なるが、9ページの⑤については、家庭教育が充実したのかどうなのか、という視点で評価の記載があった方がよいのではないか。

○藤田委員 32 ページの幼児教育の充実の総合評価欄、「公立幼稚園教諭の資質向上を図る研修」と記載されている箇所だが、公立幼稚園教諭だけではなく保育教諭、保育士も研修に参加していることがわかる表記の方がよいのではないか。

○森委員 20 ページの学び直しや就労に向けての支援について、取組としてスクールソーシャルワーカーの相談件数、相談時間が記載されているので、評価欄に、このソーシャルワーカーの取組の効果を盛り込んだ方がよいのではないか。そうすることにより、ソーシャルワーカーの仕事の充実性も出てくるのではないか。

23 ページのしまねのふるまいの推進についてだが、地域での取組に重点がおかれており、学校での取組が不足しているように感じる。人口の多い地域では、協力する体制が整うが、高齢化率の高い地域では、このような取組への協力者が少なく対応が難しい状況である。一方、学校の先生自身に子どもに教えられるほどのふるまいが身につけているかという、若い先生では少し疑問がある。取組の対象に子ども達や、地域だけではなく、教職員も含めてはどうか。

39 ページの教職員のメンタルヘルスについてだが、依然として休職者の割合が高い。

相談体制を充実するなど、教職員が休職する前の段階での対応があればよいと思う。

○原委員 毎年、この報告書は大変なボリュームがある。このように教育委員会には多くの仕事があるが、チームワークをもって取り組み、役割分担も行って、目の前の子どもの顔がしっかり見える時間がある現場であってほしい。

岡部委員のご意見にあった「いわみもの」に関して、私も興味を持ったが残念ながら行けなかった。石見の先生も行きたい方がたくさんおられると思うので、もし可能であれば石見地方でも開催していただきたい。

また、感想になるが、9ページのものづくり活動の推進に関して、昨年、江津工業高校を視察し、専門的な知識や技能を身につけられる学校が地元にあることに驚いた。保護者も普通高校一辺倒になってしまうところがあるが、農業高校、工業高校、水産高校、商業高校等の専門的な学校に目を向けて地元島根の教育を考えていかなければならないと思った。

○鴨木教育長 各委員からご意見をいただいたが、9月8日開催の県議会に提出するにあたり、いつまでに報告書を確定する必要があるか。

○嶋田参事 議会への提出期限は9月7日である。今日いただいたご意見に関する事柄を整理した上で、9月5日の教育委員会会議で再度附議したい。

―――継続審議

(報告事項)

第28号 公立学校施設の耐震化の状況について(教育施設課)

○井手教育施設課長 報告第28号公立学校施設の耐震化の状況についてご報告する。

資料3の1ページをご覧いただきたい。7月26日に文部科学省から公表された平成28年4月1日現在での公立学校施設の耐震改修状況をまとめている。

学校施設の構造体の耐震化率の状況であるが、高等学校は県全体で99.4%、昨年度から2.7ポイント上昇している。このうち県立高校については100%であり、平成27年度末までに耐震化を完了するという、これまでの目標を達成している。特別支援学校についても100%である。公立小・中学校の耐震化率は94.4%と、昨年度から4ポイント上昇しているが、全国の耐震化率98.1%と比べると3.7ポイント下回っている。

資料3の2ページに、各市町村の状況を記載している。全体的に耐震化は進んできているが、比較的、耐震化率が低い市町村がみられる。この理由は、財政的な問題あるいは統廃合を検討中などと聞いている。県としては、早期に耐震化が完了するよう、引き続き助言などを行っていく。なお、西ノ島町については、4月1日時点で、統合小・中学校の整備が完了していなかったため耐震化率0となっているが、現時点では100%である。

続いて、屋内運動場等の吊り天井等の落下防止対策であるが、地震発生時に大きな人的被害を及ぼすおそれのある、一定規模の屋内運動場等における吊り天井あるいは照明

やバスケットゴールといった、いわゆる非構造部材の耐震化の状況をご説明する。高等学校の吊り天井の落下防止対策は、実施率100%であり、耐震化の対策は完了している。照明、バスケットゴールを含めると、実施率は15.9%である。

資料3の3ページをご覧いただきたい。特別支援学校も吊り天井の対策は完了しているが、照明、バスケットゴール対策が残っているため、完了したものはない。県立学校については、現段階で低い数値であるが、現在、対策事業を実施中であり、概ね平成31年度の完了を目標として計画的に進めていく。

公立小中学校については、吊り天井の実施率が90.6%。照明、バスケットゴールを含めると、実施率は54.4%である。県としては、更に対策が進むよう、助言あるいは国に対する予算や補助制度の要望などを行っていく。最後に参考として私立学校の状況を記載している。

○岡部委員 出雲市、益田市は耐震性がない棟数が多いが、これは統廃合検討中であることが大きな理由なのか。それとも他の理由で遅れているのか。

○井手教育施設課長 委員ご指摘のとおり、統廃合検討中という理由もあるが、財政的な問題で一度に耐震化を進める予算措置が難しいこと、技術職員が手厚く配置できないため一度に事務を進められない事情もあると聞いている。

○鴨木教育長 資料3の2ページに対前年度の比較資料を掲載している。出雲市の耐震性のない棟数は、平成27年度から21棟減っている。益田市も6棟減っており、全体の率としては100%に満たないが、計画的に対策は講じられている。その際、出雲市で特徴的なのは全棟数が減少しており、これは学校統合、用途廃止等により、耐震性のない建物を使用しないという方法もとりながら、耐震性を上げているというところがある。

――原案のとおり了承

第29号 平成29年度県立学校校長職・教頭職採用・昇任候補者選考試験の実施について（学校企画課）

○高橋学校企画課長 報告第29号平成29年度県立学校校長職・教頭職採用・昇任候補者選考試験の実施についてご報告する。

資料4の1ページをご覧いただきたい。願書の出願期間は9月20日から10月5日までである。選考試験についてだが、校長は論文試験、教頭は法規試験と論文試験を行い、更に面接試験を経て可否を判定する。受験資格は、昨年度と変わっていない。校長職については、現在教頭または教頭級にある者で、59歳未満、教頭2年以上の経験者（教育委員会事務局等職員としての経験も含む）である。教頭職については、教諭及び養護教諭が対象であり、資格要件は47歳以上59歳未満、島根県における人事異動ルールを解消していること、主任経験があること等である。資格要件の③について、文言を「準ずる」から「相当する」に変更しているが、実質の資格要件に変更はない。選考結果は、1月下旬に本人と所属長に通知する。参考として、今年度末の定年退職予定者数を記載

している。この人数を考慮した上で、最終的に名簿登載者を決定したい。

――原案のとおり了承

第 30 号 平成 29 年度島根県公立学校教員採用候補者選考試験第 1 次試験の結果について（学校企画課）

○高橋学校企画課長 報告第 30 号平成 29 年度島根県公立学校教員採用候補者選考試験第 1 次試験の結果についてご報告する。

資料 5 ページをご覧ください。7 月 17 日に 1 次試験を実施した。その後、選考を経て 8 月 9 日に試験結果を本人に通知し、ホームページにも掲載した。今年度は、採用予定者 218 名に対し出願者は 1,278 名であり、そのうち受験辞退者は 67 名であった。今年度の採用試験は、中国地方では広島県、広島市以外は受験日が全て同一となったため、辞退者の増を懸念していたが、結果的には昨年度の 69 名よりも少ない辞退者であった。

第 1 次試験の免除者 67 名と、第 1 次試験合格者 500 名、合わせて 567 名に第 2 次試験へ臨んでいただくことになる。例年、第 2 次試験の辞退者もあり、昨年度は 40 名の辞退があった。第 2 次試験は 8 月 27 日から 9 月 3 日までの期間に行う。可否の発表は 9 月 28 日を予定している。

――原案のとおり了承

第 31 号 平成 29 年度～平成 31 年度競技力向上のための重点校指定等について（保健体育課）

○佐藤保健体育課長 報告第 31 号平成 29 年度～平成 31 年度競技力向上のための重点校指定等についてご報告する。

重点校の趣旨や指定に向けての手順については、4 月 21 日の教育委員会会議においてご説明したところである。このたび、島根県高等学校体育連盟からの推薦を受け、来年度から 3 年間の指定校を決定したのでご報告する。重点校の指定制度は、前回平成 16 年度に開催されたインターハイ、いわゆる 04 総体に向けて平成 12 年度に始まったものである。4 月の教育委員会会議で制度等のご説明したので、その後の変更点と指定の状況を中心にご説明する。

資料 6 の 1 ページをご覧ください。1 趣旨の 2 段落目、従来の西部拠点校について、今回地域を拡大し、名称を西部・隠岐拠点校とし、県の西部・隠岐地域において中長期的な視点から継続して競技力の向上を図るべき種目と学校を指定した。

資料6の2ページをご覧ください。4の支援内容だが、即効性が求められる重点校とオリンピック女子候補競技校の二つは、対戦成績の実績に応じて県外遠征の助成回数に差を設けながら1回から3回分の遠征費を助成する。一方、中長期的に競技力向上を図る西部・隠岐拠点校は、原則として年1回分の遠征費を助成する。6の参考事項(1)に掲げているとおり、重点校はスポーツ特別推薦入試の対象となるので、この後教育指導課からご説明する。

資料6の3ページをご覧ください。具体的に競技ごとの男子、女子の重点校を記載している。前回から変更したところを中心にご説明する。上から順に、5番のソフトテニス女子は、今回新たに松江西高校を指定する。7月に開催された中国選手権大会で3位入賞を果たし、併せて現在中学生である選手の活躍が今後期待されることから指定することにしたものである。7番のバドミントン女子は、これまで松徳女学院高校を指定していたが、優れた選手を積極的に集めるなどの強化策が解消されつつあるため、解除する。9番の柔道女子は、これまで出雲西高校を指定していたが、明誠高校を新たに指定する。県下で最も部員数が多く、優秀な指導者の下、近年中国選手権大会において2年連続団体3位入賞を果たすなど活躍が見込まれるためである。10番のボート女子は、従来松江北高校を指定していたが、松江東高校を指定する。これは、松江東高校が優れた指導者の下、全国大会で入賞するなど今後の活躍が見込まれるためである。13番の弓道の男子は、出雲工業高校を指定していたが、成績がふるわないことから解除した。14番のテニスは、男女とも開星を指定する。男子は中国地区の大会で2位、女子は全国レベルの大会で優秀な成績を収めており、今後のさらなる活躍が見込まれることから新たに指定することとしたものである。15番の自転車は、出雲工業高校を指定していたが、成績がふるわないため解除する。18番のヨット男子は、隠岐水産高校を指定していたが、成績が伸び悩んでおり解除することとした。しかし、近年多くの入部者があり、地域でもヨットをもう一度盛り上げようという動きがあることから後ほど説明する西部・隠岐拠点校に指定し、中長期的に支援していこうと考えている。24番の新体操女子は、開星がこの度のインターハイで団体14位という成績を収めた。これまで、インターハイに向けて地元開催競技種目を強化してきた結果とも言え、今後の活躍が期待できるので、新たに重点校に指定する。

次に、オリンピック女子候補競技校は、サッカーなど従来と同じ4種目についてそれぞれ四つの高校を指定するもので、変更はない。

最後に西部・隠岐拠点校について、これまでハンドボール、バレーボール、バスケットボール、サッカーの4種目について県西部の学校を指定してきたが、今回新たに体操、ヨット及び相撲を指定対象種目に加え、それぞれ浜田高校と隠岐水産高校を指定する。体操は、これまでインターハイに向けた特別強化指定種目として浜田高校を指定しており、引き続き競技設備が整った環境の中で、中長期的に競技力向上を支援すべきものとして指定することとした。ヨットと相撲は、隠岐地域の固有の競技とも言えるもので、練習環境の整った中で今後も中長期的に競技力向上を支援すべきものとして指定することとした。

資料6の3ページは、学校ごとに整理し直したものである。

終わりに、8月20日に終了したインターハイの結果をご報告する。地元開催という

こともあり、多くの皆様の声援を受けながら、入賞種目数 27 種目を数えるに至った。平成に入ってから最も多い入賞数で、これまでインターハイに向けて、これら強化指定制度の助成も受けながら、生徒・指導者の皆さんが懸命に厳しい練習を積み重ねてきた成果だと思っている。

――原案のとおり了承

第 32 号 平成 29 年度島根県公立高等学校入学者選抜について（教育指導課）

○春日参事 報告第 32 号平成 29 年度島根県公立高等学校入学者選抜についてご報告する。

資料 7 の 5 ページをご覧ください。推薦選抜、スポーツ特別選抜、一般選抜を一覧表にまとめており、朱書き部分が昨年度からの変更箇所である。

今年度、推薦選抜を行うのは、一覧表の推薦選抜にある 29 校 58 学科である。新規に実施する学校は、吉賀高校と隠岐高校である。募集人員について昨年度から変更のある学校は、情報科学高校ほか 5 校である。島根中央高校は、33%程度から 34%程度に 1%の増であるが、募集人員を 30 名と想定しており、小数点以下の端数調整のため 34%となったものである。次に選抜方法について昨年度から変更のあった学校は 3 校である。松江農林ではプレゼンテーションを、出雲商業は作文を取りやめ、面接結果をより重視した選考を行う。隠岐島前高校では、協調性や積極性を見るために、集団討議を新たに実施する。

資料 7 の 2 ページをご覧ください。先ほど、保健体育課からご報告した競技力向上のための重点校及び指定競技に指定された公立高校 14 校において、スポーツ特別選抜を実施する。募集人員は、指定競技が 1 競技の学校は 4 名以内、指定競技が 2 競技以上ある学校の場合は総計で 8 名以内、ただし 1 競技あたり 4 名を上限に校長が定めることとしている。なお、スポーツ特別選抜の実施校のうち、県外からの積極的な受け入れを行う安来高校などの 7 校については、校長が県外からの合格者数の上限を定めることとしている。推薦選抜、スポーツ推薦選抜の面接等の実施日は実施校が定め、合格内定通知は 1 月 31 日の予定である。

資料 7 の 3 ページをご覧ください。一般入学者選抜は、県内の全公立高校 39 校で実施する。個人調査報告書と学力検査の比率についてだが、この比率については 80 : 20、70 : 30、60 : 40、50 : 50、40 : 60 の五つの中から各学校が選択して決定する。比率別の学校数は 3 (2) に記載のとおりで合計 40 校となるが、これは大社高校普通科と体育科で比率が異なるためである。(3) 傾斜配点については、昨年度実施していた情報科学高校がとりやめることにしたため、今年度傾斜配点を行う学校はない。(4) 学力検査後の面接等は、21 校が実施する。昨年から変更した学校は 4 校であり、松江農林高校、隠岐高校商業科においては面接を評点化し、浜田水産高校は面接の評点化はしないこととし、大社高校体育科は専門性を求め実技を重視した選抜を行うため面接を取

りやめた。4の募集形態についてだが、全学科一括して募集する「くくり募集」の実施校は、昨年度と同じ情報科学、松江商業、浜田商業の3校である。

次に平成29年度選抜より新しく実施する第2次募集についてご説明する。第2次募集は、平成29年3月14日の公立高等学校入学者選抜の合格発表時点で、入学定員に欠員が生じた全日制課程及び定時制課程の学校、学科で実施する。選抜方法や配点については校長が定めることとしている。

資料7の6ページに第2次募集の選抜方法や配点を一覧にまとめている。すべての学校で個人調査報告書等の書類を選抜の資料とし、一般選抜の学力検査の結果を活用する学校は、松江工業定時制、浜田高校定時制を除いた37校である。基礎学力を見るための検査を実施するのは松江工業定時制、宍道高校の2校で、面接は31校で行う予定である。作文は、安来、宍道、浜田高校定時制の3校が、実技は大社高校体育科が実施予定である。今後、この別表2や各学校の募集要項を使って各中学校において中学校3年生に対し、その選抜方法や配点を事前に説明していく。なお、配点については求める生徒像に合致した生徒を選抜するため、学校により配点比率は異なるが、合計が100になるよう比率を決めている。

第2次募集を行う学校、課程、学科及び募集人員は、平成29年3月14日午前10時に県教育委員会のホームページで公表する。地域、通学区を持つ全日制の普通科7校においては、地域外、通学区外からの合格者について、それぞれの制限を超えないこととしているため、この点もホームページでわかるように公表する。作文及び面接等の実施日は平成29年3月21日、合格発表は平成29年3月23日である。

資料7の4ページをご覧いただきたい。一般入学者選抜における隠岐地区に係る志願変更手続きについて改めてご説明する。平成29年度選抜から行う志願変更の手続きの流れであるが、一般入学選抜の出願者の状況を平成29年2月10日15時に県教育委員会のホームページで発表し、その状況を出願者が見て志願変更を行う。まずは、志願変更先の高校を最終決定する時期について、ご理解いただきたい。志願変更する際は、別冊資料の様式第10号「入学志願変更届」を出願先高校に提出する。この「入学志願変更届」には、志願変更先の高校と学科名を記載する必要がある。そのため志願変更をしようとする場合には、2月14日までに志願変更の有無だけでなく、志願変更をする場合の変更先高校・学科を決定しておく必要がある。

隠岐地区に係る志願変更手続きの特別措置についてご説明する。通常の志願変更は参考欄に記載しているとおり、2月15日～16日に中学校教員が出願先高校に出かけ手続きを行うことに加えて、2月17日～20日に志願変更先高校への手続きを別途行う必要がある。隠岐地区に係る志願変更手続きの特別措置としては、この手続きを郵送でできることとし、出願先高校への手続きと志願変更先高校への手続きを同日に行い、1回で済むように配慮した。なお、この場合、2月15日までの消印有効で書留速達に限ることとしている。手続きが1回で済むための具体的な配慮の内容としては、隠岐地区に限り志願先高校への願書等の送付は出願先高校が行い、さらに悪天候などにより書類の到着が遅れることを想定して、志願変更先にも「特別措置願」を提出することにした。このことで、志願変更先の高校も志願変更をする受検者がいることを把握でき、手続きの準備を進めることができる。

今後、中学校、高等学校を対象にした説明会においては、隠岐汽船の欠航が続き志願変更先に2月20日までに書類が届かないことが予想される場合には、中学校から志願変更先高校に直接連絡をとり適切に対応すること、中学校では提出書類の写しをとっておくことを追加して説明する。何よりも中学校における個人面談等において、中学3年生や保護者が隠岐地区に係る特別措置について十分に理解していただけるよう、中学校へ丁寧に説明するよう依頼する。また、実際の志願変更の際には、生徒、保護者に寄り添った進路指導を行うようお願いしていく。また、高校に対しても隠岐地区に係る特別措置による志願変更が円滑に実施されるよう周知に努める。

○広江委員 学校ごとに推薦選抜の募集人数が決められているが、県外からの生徒を積極的に受け入れる学校では、県外からの受入人数に制限を設けているか。また、スポーツ特別選抜の募集人員は、推薦入試の募集人員の内数であるか。

○春日参事 推薦選抜で県外からの生徒を受け入れる場合、その人数は推薦選抜における募集人員の内数である。また、スポーツ特別選抜の募集人員は、推薦選抜における募集人員の外数である。

○広江委員 推薦選抜を行う際、県外者、県内者のバランスは考慮するのか。

○春日参事 各学校の寄宿舎等の状況を勘案して、校長が県外からの受入人数に一定の制限を設ける。

○広江委員 先行して行われる推薦選抜で県外生徒が多数合格した場合には、一般選抜で受け入れる県外生徒が少なくなるということか。それとも、推薦選抜での受入人数と一般選抜での受入人数のバランスを考慮するのか。

○春日参事 各学校において一定の基準を設けて実施することになる。今後、各学校において入試の募集要項を作成する。そこで、推薦入試、一般入試の選抜内容を明示する。

○岡部委員 推薦選抜枠の上限を30%から40%に上げる学校が3校あるが、各学校が推薦選抜枠を拡大する背景をお聞きしたい。また、推薦選抜枠の上限は40%であるように思うが、今後、推薦選抜枠の割合が更に上がる可能性があるか。

○片寄教育監 島根県教育課程審議会から推薦選抜枠の上限は40%程度と答申を受けているため、40%程度を上限に各学校の判断で設定している。推薦選抜については、各高校が中学校側に対して、様々な学校活動における中心的役割を担う人材を広く求めるため「求める生徒像」を定めており、その基準に合致する生徒を募集している。推薦入試で優秀な人材を中学校側へ求める制度となっている。

○岡部委員 実際の運用は制度の趣旨に合致する形で行われているか。

○片寄教育監 島根県中学校長会に進学指導に関する研究部会があり、毎年、その研究部会が各中学校の意見を集約し、県教委と情報交換を行っている。毎年、前年度の推薦入試、一般選抜入試の検証を踏まえた上で、次年度に向けた取組を推進しているので、それぞれの要望は合致した形で実施されている。

○岡部委員 推薦枠の割合はずっと固定されたものではなく、単年度ごとに決定されるということか。

○片寄教育監 毎年度、各学校が県教委に申請する。

○原委員 推薦選抜には学力検査がないが、推薦枠が増えることによって中学生の勉強する気持ちが失せるという懸念はないか。

○春日参事 推薦選抜で合格した生徒に対しては、合格後も継続して学習するよう、各高等学校が事前課題を課し、入学時に提出を求めている。

○高橋学校企画課長 推薦選抜とはいえ、学力面を全く考慮しないわけではない。中学校の成績が加味される個人調査報告書の審査もある。高校からは中学校に対して求める学力基準を示し、中学校ではその基準を満たすかどうかで出願を判断している。入学後、勉強についていけないということがないよう、募集する高校も出願する中学校も慎重に対応している。

○原委員 推薦選抜は、学力試験がないので勉強しなくてすむ、という雰囲気にならないように学校で指導することが大事だと思う。

○高橋学校企画課長 その点については、各学校でも重要だととらえており、推薦選抜で入学した生徒の追跡調査なども行っている。むしろ、推薦選抜で入学した生徒の方が学力の面で頑張っているという結果も出ている。しかし、学力が十分でない生徒が入学する可能性を完全に消すことはできないので、入試時点での確認と、入学後の指導を充分に行っていかなければならない。

○藤田委員 隠岐地区に係る志願変更手続きについては、特別措置が講じられており、ありがたいと思う。ただ、確かに最終判断は14日までであるが、変更手続きについて通常は16日まで可能であるにもかかわらず、隠岐は消印有効の日付が15日とされていることについて、ご説明いただきたい。

○春日参事 16日に志願変更の書類が学校に届くことを前提としているため、郵送の場合は速達の15日消印有効としている。

○鴨木教育長 生徒、保護者、中学校の3者で志願変更の最終決断を行う期限は、本土でも隠岐でも14日である。その上で、中学校側が行う事務手続きについて、隠岐の場合は郵送を前提に15日の消印有効とし、本土側は16日までに中学校の教員が関係高校に対し持参することとしている。一見、差異があるように見えるのは、最終的な決断時期ではなく、その決断を受けた中学校側の事務手続きの日程である。この点については、入学者選抜要領として、今年の1月に決定し公表しており、今、この取扱いを変更することによって学校現場に混乱が生じてはいけないので、最終的な決断時期についての公平性は確保されているとの理解の中で、今年度の手続きは原案どおり進めることが、かえって混乱を生まないことになるのではないかと事務局では考えているがご理解いただけるか。この方法で行った結果、隠岐地区の中学校側の意見としても、事務手続の期間としてもう1日余裕があった方がよいという実態があり、公平性の観点からも必要性があるとなれば、来年度の入学者選抜に向けた検討対象となる。

○藤田委員 承知した。

――原案のとおり了承

第 33 号 平成 28 年度優良 P T A 文部科学大臣表彰について（社会教育課）

○福間社会教育課長 報告第 33 号平成 28 年度優良 P T A 文部科学大臣表彰についてご報告する。

資料 8 ページをご覧ください。平成 28 年度優良 P T A 文部科学大臣表彰高等学校部門として、島根県立益田翔陽高等学校 P T A が表彰される。この表彰は、優秀な実績を上げている P T A を表彰するものである。益田工業高校と益田産業高校が合併して 10 年を迎える益田翔陽高等学校の主な表彰理由は、8 ページの 3 に記載している。当校では広範囲に及ぶ校区の様々な地域から生徒が通ってきているが、P T A の活動はその地域を 12 地区に分けて、組織的に連携のとれたきめ細やかな活動を実施しているところが評価された。

表彰に至る経緯であるが、今年 5 月に島根県高等学校 P T A 連合会長から推薦を受け、6 月に教育次長を委員長とした選考委員会を開催し、島根県教育委員会教育長から文部科学大臣へ推薦している。7 月 21 日に文部科学大臣から決定通知があり、8 月 25 日に千葉県幕張メッセにおいて表彰式が行われる。学校からは P T A 会長、副会長、校長、総務部長の 4 名が出席予定である。

なお、小中学校の P T A に関しては別途推薦しており、全国大会の都合上、例年 10 月頃に吉報が届く。

――原案のとおり了承

第 34 号 島根県立古代出雲歴史博物館協議会委員の改選について（文化財課）

○丹羽野文化財課長 報告第 34 号島根県立古代出雲歴史博物館協議会委員の改選についてご報告する。

古代歴史博物館には、博物館法に基づき博物館協議会を設置しており、この委員について任期満了となったので、資料に記載している 15 名の委員を任命した。15 名のうち男性が 7 名、女性が 8 名という構成である。また、備考欄をご覧くださいと、新任が多くなっている。これは、充て職の変更もあるが、古代出雲歴史博物館が開館し今年ちょうど 10 年にあたる。県の審議会等の委員は、原則として在任期間は 10 年以内としているため、設立当初から委員を務めていただいた方が多く退任されたことによるものである。

――原案のとおり了承

鴨木教育長 非公開宣言

—非公開—

(議決事項)

第 11 号 市町村立学校教育職員（管理職）人事異動について（学校企画課）

———原案のとおり議決

(協議事項)

第 7 号 人事評価の給与反映に関する職員団体への提案について
（総務課・学校企画課）

———資料に基づき協議

(議決事項)

第 12 号 人事評価の給与反映に関する職員団体への提案について
（総務課・学校企画課）

———原案のとおり議決

(報告事項)

第 35 号 県立学校非常勤嘱託職員に係る不適切事案について（総務課）

———原案のとおり了承

鴨木教育長 閉会宣言 18時10分